

## 事業復活支援金の申請に関する情報

### ～～ 申請の流れ ～～

① 申請IDを発番 (HPにてマイページ登録)



② 登録確認機関の事前確認



③ マイページで申請 (web 申請)



④ 事務局による審査



⑤ 給付通知の発送・入金

一時支援金・月次支援金を受給している人は省略可・前回申請時のデータの活用が可能！

TV会議/対面で、事前確認  
＜主な確認内容＞  
・事業を実施しているか  
・コロナの影響を受けているか  
・給付対象等を理解しているか

一時支援金・月次支援金を受給している人 or 商工会や商工会議所に入している人は事前確認を商工会などでしてもらうと  
必要書類 6～8の提出を省くことができます！

### ～～ 必要書類 ～～

1. 履歴事項全部証明書 (法人) 又は本人確認書類 (個人)
2. 確定申告書の控え (2018、2019、2020、2021年)
3. 対象月の売上台帳等
4. 振込先の通帳
5. 宣誓・同意書
6. 基準月の売上に係る帳簿
7. 基準月の売上に係る1取引分の請求書・領収書等
8. 基準月の売上に係る通帳等

追加の書類提出が必要になる場合も!?

右のページまで続きます!

### ～～ 対象者 ～～

2019年以前から事業を行っており、今後も事業の継続及び立て直しのための取組を実施する意思があること。

新型コロナウイルス感染症影響を受け、自らの事業判断によらず、対象期間内に基準期間の同月と比較して、月間の個人事業収入が30%以上減少した月が存在すること。

### ～～ 計算の方法 ～～

①～③の売上5か月分	—	2021年11月～2022年3月の どこかの1か月の売上×5	=	支給額
①2018年11月～2019年3月				減少割合が 30%～50%は上限 個30万、法60万 50%以上は上限 個50万、法100万
②2019年11月～2020年3月				
③2020年11月～2021年3月				
青色申告の人は月の売上を比較、白色申告の人は年間売上÷12で ひと月の売上を出して計算します。				

## 労働保険料3期分振替できなかった方・未納の方へ

31日(月)に労働保険料の3期分が口座振替になります。残高不足などで振替ができない場合は2月8日(火)までに民商へ支払いをお願いします。現金で支払いの方も同日までに絶対に支払いをお願い致します。やむを得ない場合は事前に連絡を。

## パソコンでの確定申告をする予定の方へ

民商の事務所で入力&申告書作成しましょう!

日時 毎週木曜日 13時30分～16時30分

持ち物 パソコン・帳面・入力する領収書など

別日で来所希望の際は事前の連絡を!

